

## 平成24年度業務実績に対する政独委二次評価における指摘事項に関する実績等

	指摘事項等	実績
1	<p>(受益者負担の妥当性等)</p> <p>具体的取組を踏まえ、人材育成業務及び検査・試験・評価等業務を行っている法人について、受益者負担の妥当性・合理性について、受益者負担額やコストとの関連性等を明らかにした上での評価が実施されているかについてみたところ、①受益者負担についての記載が全くないもの、②受益者負担額等の実績は記載されているものの、その妥当性・合理性についての評価までは行われていないもの、③受益者負担額について妥当であると評価されているものの、その理由、根拠等が必ずしも十分に説明されていないもの等があった。</p> <p><u>今後の評価に当たっては、受益者負担額やコスト等について明らかにし、それらの関連性等について検証した上で、受益者負担額（受益者負担がない場合も含む。）の妥当性・合理性について厳格な評価を行う必要がある。</u></p>	<p>平成25年度における受益者負担の妥当性に関する取り組みは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自己収入の拡大・経費の節減 <ul style="list-style-type: none"> <li>くらしの豆知識等の出版物については、平成25年度版発行にあたり、平成24年度における発行経費（印刷製本費、デザインレイアウト料、執筆謝金、職員人件費等）及び発行部数の実績に基づき単価を試算したところ、販売価格との大幅な乖離がなかったため、平成25年度においても価格は据え置きとした。</li> <li>研修受講料については、研修受講料が受益者負担として適正か検証し、現行の受講料（税抜）が妥当であることを確認した。</li> <li>なお、集中育成強化期間中に受講料を無料で実施してきた消費生活相談員養成講座に代わる講座として実施した消費生活相談員基礎講座において、新たに受講料の徴収を開始した。</li> <li>また、研修経費の節減のため、平成26年度実施する「専門講座地域コース」の会場借料は、地方公共団体の負担とすることとした。</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">※業務実績報告書 P21 参照</p>
2	<p>(保有資産の見直し)</p> <p>具体的取組を踏まえ、職員宿舎の見直しの取組についての評価の実施状況をみたところ、独立行政法人の職員宿舎については、「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」（平成24年4月3日行政改革実行本部決定）及び「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革担当大臣決定。以下「実施計画」という。）において、廃止等の見直しが求められてきたところであるが、それらの実施状況を明らかにしないままに評価を行っている事例があった。</p> <p><u>今後の評価に当たっては、見直しの実施状況を明らかにし、見直し内容の妥当性等についても言及した上で、より一層厳格な評価を行う必要がある。</u></p> <p>なお、実施計画で廃止等の方針が示されている宿</p>	<p>平成25年度における借り上げ宿舎制度の見直しに関する取り組みは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>借り上げ宿舎制度の見直し <ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度に廃止した借上宿舎制度については、平成25年9月末までの激変緩和措置を終え、住宅手当を支給する制度に全面的に移行した。</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;">※業務実績報告書 P12～13 参照</p>

	指摘事項等	実績
	<p>舎以外の宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設について、法人の自主的な保有の見直しや有効活用等の取組状況を明らかにした上で評価を行っている事例もあることから、実施計画で廃止等の方針が示されている宿舎以外の宿舎及び職員の福利厚生を目的とした施設であっても、自主的な保有の見直しや有効活用等の取組状況を明らかにした上で、その妥当性等について評価を行うことが望ましい。</p>	
3	<p>(運営費交付金債務の評価)  運営費交付金債務に関する評価について、大半が平成 24 年度分の運営費交付金の交付額と同年度交付分に係る未執行額とを比較した上での評価は行っているが、23 年度以前交付分の 24 年度末時点における未執行額についての評価はほとんど行われていない。</p> <p><u>今後の評価に当たっては、運営費交付金債務残高のうち、評価対象年度だけではなく、過去の年度に交付された分についても、未執行となっている理由及び資金の保有の必要性について評価を行う必要がある。</u></p>	<p>平成 24 年度以前は、該当がございません。</p>